

単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	平成29年度		平成30年度
		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	59,170		60,275
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,553		2,550
うち、利益剰余金の額	56,718		57,827
うち、外部流出予定額(△)	101		101
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	575		537
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	575		537
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	59,745		60,813
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	28	147
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	28	147
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	113		147
自 己 資 本			
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	59,631		60,666
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	321,281		350,414
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,560		△2,335
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	28		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,589		△2,335
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,628		18,398
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	339,910		368,813
自 己 資 本 比 率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.54%		16.44%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	きのくに信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,550百万円
配当率	年 4.00%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	321,281	12,851	350,414	14,016
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	324,821	12,992	336,293	13,451
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	8	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	40	1	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	140	5	140	5
我が国の政府関係機関向け	598	23	553	22
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,946	2,717	73,434	2,937
法人等向け	43,122	1,724	43,904	1,756
中小企業等向け及び個人向け	112,077	4,483	119,730	4,789
抵当権付住宅ローン	9,986	399	8,124	324
不動産取得等事業向け	13,748	549	14,944	597
3か月以上延滞等	760	30	687	27
取立未済手形	8	0	17	0
信用保証協会等による保証付	2,733	109	3,193	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11,050	442	4,575	183
出資等のエクスポージャー	11,050	442	4,575	183
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	62,598	2,503	66,988	2,679
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	38,296	1,531	43,051	1,722
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,018	200	5,018	200
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,727	309	7,429	297
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	11,555	462	11,488	459
②証券化エクスポージャー	715	28	415	16
証券化				
STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分	715	28	415	16
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			15,715	628
ルック・スルー方式			15,715	628
マンドート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1250%）			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	28	1	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,589	△183	△2,335	△93
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	305	12	323	12
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,628	745	18,398	735
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	339,910	13,596	368,813	14,752

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を十分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は基礎的手法を採用しております。

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
国	1,116,416	1,107,591	370,962	372,960	326,933	314,040	1,180	1,110	1,167	808		
国	18,145	24,970	1	-	17,927	24,955	6	15	-	-		
地域別合計	1,134,561	1,132,561	370,963	372,960	344,861	338,995	1,187	1,125	1,167	808		
製造業	31,909	35,802	21,327	21,561	8,911	11,841	-	-	83	18		
農業、林業	2,120	2,046	2,120	2,046	-	-	-	-	1	5		
漁業	402	433	402	433	-	-	-	-	4	10		
鉱業、採石業、砂利採取業	156	157	156	157	-	-	-	-	-	-		
建設	34,540	37,584	33,372	35,744	1,000	1,499	-	-	104	65		
電気・ガス・熱供給・水道業	4,452	5,545	739	789	3,413	4,505	-	-	-	-		
情報通信業	1,671	2,208	395	451	601	901	-	-	-	-		
運輸業、郵便業	85,726	76,365	7,349	7,861	78,123	68,250	-	-	2	-		
卸売業、小売業	31,737	33,067	29,165	29,281	2,322	3,428	1	0	454	262		
金融業、保険業	414,914	442,004	3,785	2,220	47,629	53,131	0	0	4	-		
不動産業	22,484	22,542	21,881	20,938	602	1,603	-	-	246	110		
物品賃貸業	385	448	385	448	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	2,602	2,524	2,602	2,524	-	-	-	-	-	-		
宿泊業	1,722	1,541	1,722	1,541	-	-	-	-	8	8		
飲食業	4,708	4,984	4,708	4,984	-	-	-	-	54	67		
生活関連サービス業、娯楽業	5,772	5,507	5,772	5,507	-	-	-	-	38	46		
教育、学習支援業	1,535	1,628	1,535	1,628	-	-	-	-	-	-		
医療、福祉	18,186	17,926	18,186	17,926	-	-	-	-	-	19		
その他のサービス	8,759	9,081	8,639	8,975	-	-	-	-	19	16		
国・地方公共団体等	277,672	270,639	75,717	76,804	201,955	193,834	-	-	-	-		
個人	130,632	131,132	130,632	131,132	-	-	-	-	145	178		
その他	52,466	29,388	364	-	301	-	1,184	1,124	-	-		
業種別合計	1,134,561	1,132,561	370,963	372,960	344,861	338,995	1,187	1,125	1,167	808		

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	残存期間別合計	1,187	1,125
1年以下	170,405	203,268	37,227	34,540	26,296	41,044	2	0		
1年超3年以下	258,204	256,203	32,448	30,311	86,731	92,444	-	-		
3年超5年以下	132,927	125,912	38,993	46,662	91,603	79,164	-	-		
5年超7年以下	110,187	75,911	37,733	35,219	68,438	40,638	-	-		
7年超10年以下	142,316	125,476	57,393	65,729	17,814	26,717	-	-		
10年超	237,366	254,285	165,890	159,699	49,476	53,086	-	-		
期間の定めのないもの	83,154	91,501	1,276	797	4,500	5,900	1,184	1,124		
残存期間別合計	1,134,561	1,132,561	370,963	372,960	344,861	338,995	1,187	1,125		

- (注) 1. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	525	575	-	525
	平成30年度	575	537	-	575
個別貸倒引当金	平成29年度	1,780	1,410	213	1,566
	平成30年度	1,410	1,319	179	1,231
合計	平成29年度	2,305	1,985	213	2,091
	平成30年度	1,985	1,856	179	1,806

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
製 造 業	69	82	82	72	4	-	64	82	82	72	0	-		
農 業、林 業	46	47	47	35	-	47	46	-	47	35	3	45		
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2		
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建 設 業	61	49	49	30	2	2	59	46	49	30	7	20		
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
運 輸 業、郵 便 業	7	5	5	0	1	-	5	5	5	0	4	-		
卸 売 業、小 売 業	579	498	498	414	19	18	560	480	498	414	-	18		
金 融 業、保 険 業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2		
不 動 産 業	584	339	339	220	140	83	443	255	339	220	124	-		
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	15	9	9	4	12	-	3	9	9	4	-	-		
宿 泊 業	80	63	63	7	19	24	60	39	63	7	33	41		
飲 食 業	43	25	25	19	6	-	36	25	25	19	-	7		
生活関連サービス業、娯楽業	6	6	6	5	-	-	6	6	6	5	-	-		
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療、福 祉	159	174	174	399	2	-	157	174	174	399	2	5		
その他のサービス	7	3	3	1	-	-	7	3	3	1	-	-		
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個 人	85	73	73	78	3	0	81	72	73	78	4	1		
そ の 他	30	30	30	28	-	1	30	29	30	28	-	0		
合 計	1,780	1,410	1,410	1,319	213	179	1,566	1,231	1,410	1,319	182	145		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	9,335	445,691	-	415,153
10%	-	34,860	-	38,978
20%	19,542	326,593	6,818	367,385
35%	-	29,073	-	23,685
50%	16,571	579	25,107	300
75%	-	152,598	-	161,800
100%	1,118	82,943	300	74,109
150%	-	301	-	285
200%	-	-	-	-
250%	-	15,350	-	18,635
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	1,134,561	1,132,561		

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行なう態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,118	5,620	97,518	85,895	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	平成29年度	平成30年度
	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	0

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
① 派生商品取引合計	1,187	1,125	1,187	1,125
外国為替関連取引	893	975	893	975
金利関連取引	169	149	169	149
株式関連取引	123	—	123	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1,187	1,125	1,187	1,125

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

2. 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

証券化エクスポージャーの額	平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
	1,430	—	692	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	1,430	—	692	—	28	—	16	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	4,716	4,716	5,029	5,029
非 上 場 株 式 等	4,959	4,959	4,953	4,953
合 計	9,676	9,676	9,982	9,982

(注) 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

			平成29年度	平成30年度
売	却	益	351	272
売	却	損	—	—
償	却		—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

2. 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

			平成29年度	平成30年度
評	価	損 益	894	399

(注) 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

			平成29年度	平成30年度
評	価	損 益	—	—

(注) 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等の公表を受け、平成30年度より投資信託、金銭の信託、その他の証券等を除いております。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー		36,400
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク			
項番		イ	ロ
		△EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,574	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	6,902	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	17,574	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	60,666	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
 なお、参考値として昨年開示した「金利ショック(99%タイル値又は1%タイル値)に対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、4,525百万円であり、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセントタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

銀行勘定における金利リスクに関する定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫においては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債(預貸金、有価証券、預け金等)を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE(金利変動に伴う経済価値の変動)、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行いながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

・開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEについて

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

平成31年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.506年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としています。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫にとって有利な調達となっています(この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます)。

当金庫では、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いています。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てています。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しています。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出(住宅ローン)の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度のため、記載していません。

・その他の金利リスクの計測について

銀行勘定の金利リスクについては、△EVEに加え100BPVの金利リスクも計測しています。

100BPVは、内部管理上を使用した金利ショック100BP(市場金利が上下に1%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスク量を計測しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮していません。

(単位：百万円)

	当期末	前期末
金利ショック(100BPV)に対する損益・経済価値の増減額	11,359	12,218